

○大阪市芸術文化振興条例

平成16年3月29日

条例第20号

大阪市芸術文化振興条例を公布する。

大阪市芸術文化振興条例

芸術文化は、人々の心に感動を与えるとともに、生きがいや心の充足感をもたらし、豊かな人間性をはぐくむものである。また、創造的で優れた芸術文化をはぐくむことは、都市の魅力や情報発信力を高め、いきいきとした活力ある社会を形成することにつながる。

今日、国際化がますます進展し、都市と都市とがその魅力を競い合う時代にあつて、長期的な視点に立って芸術文化を振興することにより、芸術文化の薫り高い、心豊かでいきいきとした活力に満ちた、都市としての魅力あふれる「芸術文化都市」を創造することが、これからの大阪に強く求められている。

大阪は、古くには難波津という国際港を擁し、我が国の海外との交流の門戸として栄え、かかる交流を通じて先進的に多種多様な文化を受け入れ、発信してきた。また、近世には「天下の台所」とうたわれて、我が国の流通、金融の中心地として栄え、その経済的な繁栄を背景に、自由と進取の気風に富む町人層が中心となって豊かな上方文化を生み出してきた。このように大阪は古くから先進的で優れた芸術文化を創造し、はぐくみ、発信してきた歴史を有しており、こうした歴史の中で培われた文化的風土は現在にも受け継がれている。

ここに、大阪市は、大阪がこれまで築いてきた輝かしい歴史的、文化的伝統を尊重しつつ発展させながら、市民が芸術文化に親しむ環境の整備並びに自主的かつ創造的な芸術活動を行う芸術家の育成及び支援に努めて、自由と進取の精神に基づく新しい芸術文化の創造を促進し、鑑賞から創造、更には将来の世代への継承を含め芸術文化を振興する多様な施策を総合的かつ強力に推進し、もって「芸術文化都市」の創造を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、芸術文化の振興について、基本理念を定め、本市の責務を明らかにするとともに、芸術文化の振興に関する施策(以下「芸術文化振興施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、芸術文化振興施策を総合的かつ強力に推進し、もって芸術文化都市大阪の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 芸術文化 音楽、演劇、舞踊、美術、写真、映像、文学、文楽、能楽、歌舞伎、茶道、華道、書道その他の芸術に関する文化をいう。
- (2) 芸術活動 芸術作品を創作し、又は発表すること(専ら趣味として行うものを除く。)をいう。
- (3) 芸術家 芸術活動を行う者及び芸術活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 本市における芸術文化の振興は、次に掲げる理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 芸術文化の振興に当たっては、市民及び芸術家の自主性が十分に尊重されるべきものであること
- (2) 芸術文化は、市民及び芸術家の双方が支えるべきものであること
- (3) 芸術文化は、市民が芸術家の活力及び創意を尊重するとともに、自らこれに親しむことにより、その振興が図られるものであること
- (4) 芸術家は、その活力及び創意を生かした自主的かつ創造的な芸術活動を行うことにより、芸術文化の振興に主体的かつ積極的な役割を果たすべきものであること
- (5) 芸術文化の振興に当たっては、多種多様な芸術文化の保護及び発展が図られるべきものであること

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、市民及び芸術家との連携を図りながら、芸術文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(文化振興計画の策定)

第5条 市長は、芸術文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「文化振興計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、文化振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ大阪府市文化振興会議の意見を聴かななければならない。

3 市長は、文化振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

(市民が芸術文化に親しむ環境の整備)

第6条 本市は、市民が優れた芸術文化に身近に親しむとともに、高齢者、障害者、子育て層をはじめ広く市民が容易に芸術文化に親しむことができるよう、環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域における活動の活性化)

第7条 本市は、地域において市民が積極的に芸術文化に親しむことが芸術文化の振興に資することにかんがみ、市民が地域において芸術文化に親しむことができるよう、芸術作品を鑑賞する機会の提供、公演等への支援、情

報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(芸術文化の創造のための措置)

第8条 本市は、自主的かつ創造的な芸術活動を行う芸術家及びアートマネージャー(各種公演、展覧会等の開催その他芸術作品の発表又は鑑賞に関する企画及び運営の事業を行う者をいう。)、舞台技術者その他の芸術活動に関わる者を育成し、これらの者の本市における活動を促進するための環境の整備その他の芸術文化の創造のために必要な措置を講ずるものとする。

(青少年のための措置)

第9条 本市は、青少年が、将来芸術作品の鑑賞者や芸術家となって芸術文化の振興に資する存在であることにかんがみ、芸術文化に関する青少年の理解を深めるとともに、芸術文化に関する青少年の豊かな感性をはぐくむため、青少年が芸術作品を鑑賞し、創作し、又は発表する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(伝統的な芸術文化の保護及び継承)

第10条 本市は、大阪が長い歴史の中ではぐくんできた豊かで伝統的な芸術文化を保護しつつ将来の世代に継承させるため、これらの芸術文化を保存し、発展させる活動に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第11条 本市は、芸術活動において功績があった者その他本市の芸術文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(施策の推進のための措置)

第12条 本市は、芸術文化振興施策を効果的に推進するため、この条例に基づく施策の成果について、芸術文化に関し専門的知識を有する者の意見を求め、これを適切に施策に反映させるための制度を整備するものとする。

(施行の細目)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第54号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。